

貸借対照表

〔 2022年 3 月 31 日現在 〕

株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス

資 産 の 部		負 債 お よ び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,488,467,643 円	流 動 負 債	2,059,363,552 円
現 金 及 び 預 金	111,283,890	営 業 未 払 金	1,017,059,598
預 け 金	1,650,000,000	未 払 金	106,849,893
営 業 未 収 金	1,230,440,562	未 払 費 用	6,722,454
貯 蔵 品	296,484	未 払 法 人 税 等	3,800,000
旅 行 前 払 金	365,137,207	未 払 消 費 税 等	93,230,854
前 払 費 用	26,936,962	旅 行 前 受 金	424,425,698
そ の 他 流 動 資 産	108,316,680	預 り 金	355,304,534
貸 倒 引 当 金	△ 3,944,142	賞 与 引 当 金	46,570,521
固 定 資 産	474,278,292	そ の 他 流 動 負 債	5,400,000
有 形 固 定 資 産	26,763,653	固 定 負 債	151,120,837
建 物	19,198,925	繰 延 税 金 負 債	95,717,367
器 具 備 品	7,564,728	そ の 他 固 定 負 債	55,403,470
無 形 固 定 資 産	2	負 債 合 計	2,210,484,389
電 話 加 入 権	2	株 主 資 本	1,752,261,546
投資その他の資産	447,514,637	資 本 金	100,000,000
前 払 年 金 費 用	276,719,767	資 本 剰 余 金	3,800,000,000
差 入 保 証 金	149,453,810	資 本 準 備 金	25,000,000
供 託 金	15,000,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,775,000,000
そ の 他 投 資 等	41,789,515	利 益 剰 余 金	△ 2,147,738,454
貸 倒 引 当 金	△ 35,448,455	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 2,147,738,454
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,147,738,454
		純 資 産 合 計	1,752,261,546
資 産 合 計	3,962,745,935	負債および純資産合計	3,962,745,935

当期純損失 241,206,380円

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権は財務内容評価法で計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

主として従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用に計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) 自社の企画旅行商品

当社が定める旅行日程に従って、顧客が、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配および管理することが履行義務であり、旅行期間において当該義務を履行するにつれて収益を認識しております。

(2) 手配旅行等の代理販売

旅行者の委託により、代理、斡旋又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配することが履行義務であり、手配が完了した一時点において、代理人取引として純額で収益を認識しております。

(3) 業務の受託事業

顧客から委託された業務を遂行することが履行義務であり、契約上の義務を履行するにつれて顧客が便益を享受する場合には、契約期間において当該義務を履行するにつれて収益を認識しております。また、契約において調査報告書等の成果物の引き渡し等により履行義務が一時点で充足される場合には、調査報告書等の成果物を引き渡した時点で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は8,638千円増加しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の数

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度の 増加株式数	当事業年度の 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	6,000株	150株	—	6,150株

(注) 普通株式の増加は、新株の発行による増加であります。

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業(吸収合併存続会社)

名称 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス

事業の内容 旅行業

非結合企業(吸収合併消滅会社)

名称 株式会社KNT-CTグローバルトラベル

事業の内容 旅行業

(2) 企業結合日 2021年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社として、株式会社KNT-CTグローバルトラベルを吸収合併いたしました。

(4) その他取引の概要に関する事項

株式会社KNT-CTグローバルトラベルにおけるグローバル事業のノウハウを当社に吸収することで、国内外のMICE需要の深耕を図ることを目的としています。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。